

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 号
件 名	「新潟東港横土居地域対策協議会」会長小川竹二による憲法第89条後段「公金による支配」及びそれに関することについて
要 旨	<p>1 新潟東港横土居地域対策協議会（本件協議会）の概要と違法行為について</p> <p>新潟東港横土居地域対策協議会（本件協議会）は平成 11 年から小川竹二豊栄市長がみずから会長について，産業振興課に事務局を置き，同課長が事務局長として負担会費現金を手元に保管管理，実質的な運営執行を行う。特権事項として小川竹二会長は横土居地域の有力者 16 名を委員に選任し，総額 162 万 9,000 円の公金を費やした負担金事業である。</p> <p>横土居住民の多くは本件協議会の存在を知らず，陳情者が横土居自治会総会で通知し，そのときの出席者約 70 名のうち，六，七割方の約 50 名が初めて知る実態から，善良な地域住民を裏切った公益上必要とは言えない補助金事業と考察する。</p> <p>地方自治の本旨に基づいた地方自治法等に違背する重要事項を列記する。</p> <p>本件協議会規約第 2 条 1（事業目的）に記される「横土居地域住民に対する周辺整備計画の周知」は一度も履行されていない。</p> <p>確定予算要求の総会手当金額を倍額支給し，委員手当金総額 128 万円を支給。</p> <p>事業計画にない東港空撮ビデオを制作，金 17 万円を目的外費用に計上。</p> <p>小川竹二会長が別に会長を務める「新潟北都産業創造会議」主宰講演会の講師三橋郁雄氏に対する謝礼として本件協議会運営費を流用。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 6 月 15 日 第 1 項，第 3 項，第 4 項・・・総務常任委員会 第 2 項・・・・・・・・・・議会運営委員会
受 理	平成 23 年 6 月 10 日 第 1 4 3 号

地域課長ほかは上記講師への謝礼を本件協議会主催とした虚偽公文書を作成して当委員会へ提出，その審査時（平成 23 年 3 月 15 日）に北区長は，委員の詰問に窮する課長に対して不規則発言で叫びながら虚偽説明を指示。

例年 1 時間程度の総会の後，懇親会と称した酌婦七，八名を上げた酒宴遊興を催し，泥酔等の新潟県港湾・土木等所管担当者の帰宅タクシー費用を負担。

あて名，年月日，ただし書き等の記載がない領収書を経費として計上，決算。

事業目的を「新潟東港周辺地域の秩序ある整備推進を図ること」とした負担金事業は新潟市補助金制度検討会議の提言趣旨に反する。

地方自治法 232 条の 2（寄附又は補助）及び行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日）の要約，「市長及び議会の自由裁量ではないから，客観的にも，公益上必要であると認められなければならない」からも本件協議会は違法負担金事業と言える。

地方自治法第 232 条の 4（支出の方法）の定め「会計管理者（収入役）は市長の命令を受けても当該支出負担行為が法令に違反していないことを確認した上でなければ支出することができない」及び「科目解説の教示」等に違反しているから会計管理者（収入役）の責任は重大。

なお，平成 23 年 1 月 11 日付会計管理者あて質問書（全 12 葉）を提出。

## 2 田辺新前総務常任委員長の職務権限濫用について

総務常任委員会陳情第 58 号事案の委員会（平成 23 年 3 月 15 日午前）において，本件協議会が憲法第 89 条後段「公の支配とは公費乱用防止を主眼として国または地方公共団体がその事業の根本的な方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有すること」の規範に背いたとする違憲告発の陳情であった。

その委員会で委員がその「公の支配」に関する説明を陳情者に求めたにもかかわらず，その委員に対し田辺新前総務常任委員長は，「説明を求めるその必要はない。必要と思うならば陳情者から個人的に聞くように」との指示を下した。

新潟市議会において請願に準じて許された当陳情は，憲法第 16 条「何人も……平穩に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」との法規範，及び請願法第

（次項につづく）

5 条「請願の相手方は、これを受理し誠実に処理しなければならない」等の法令に照らし、田辺新前総務常任委員長の采配はその地位を違法に行使した権力の濫用であり、田辺新議員に対し反省と謝罪を求める。

また、民主的で公正な地方自治を平穩に求めた陳情を権力で封じる暴力的行為は重大であるから、総務常任委員長の任命責任を新潟市議会に求め、以後闊達な議会審議が行われるように期待する。

### 3 公による支配について

地方公共団体六訂「歳入歳出科目解説」書（295ページ4行目）によれば、「憲法第89条にいう「公の支配」に属しない事業とは、国又は地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力を持たない事業を意味する。換言すれば、その構成、人事、内容及び財産等について公の機関から具体的に発言、指導又は干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいう。」

「憲法（第3版）」伊藤真著（572ページ15行目）、「教育事業とは、人の精神的又は肉体的育成をめざして人を教え、導くことを目的とする組織的・継続的な活動をいう（裁判例）。学校教育の事業にかぎらず、社会教育を含むと解されている。」

以上の法規範から「権利能力なき社団」の本件協議会は小川竹二市長及び北区所管長等の執行権者による支配が前述の記載事項から頷可できるものと考える。

### 4 篠田昭代表執行機関に対する新潟市議会の監督監視責任について

北区、財務課、会計管理者等に対して本件協議会に係る違法性をただしているが、現在に至り新潟市執行機関に違法認識及び反省がないことは地方自治の本旨に背いている。

ゆえ、陳情者は行政差別を受けた横土居地域住民の当事者として地方自治法第99条（意見書の提出）を行うべく執行機関に対する監督監視義務の履行を求める。

なお、総務常任委員会において、陳情説明に疑義ある場合は、地方自治法第100条（調査権）または第100条の2（専門的調査）に基づいて問題事由を的確に掌握し、当陳情趣旨に不適切理由が存在した場合は、その論拠を教示するよう陳情者は渴望する。

以上、本件協議会規約、領収書、決算書、予算要求書、委員手当領収書、負担金総額表、虚偽公文書とその虚偽証明資料他により陳情する。